

「今後審議すべき論点について」の審議は住民参加が前提！

住民のみなさま あなたの声が社会に届きます。「淀川水系河川整備計画原案」は、地域社会を壊します。

琵琶湖・淀川水系流域圏京都桂川流域住民 酒井 隆

「今後審議すべき論点について」・流域の総合的管理システム ・天ヶ瀬ダム・川上ダム地質の審議が行われます。

その後、順次項目別の審議となる予定ですが、その前提として「住民参加」の手続きが必要です。プロセスとして、第2次流域委員会答申「住民参加のさらなる進化にむけて」や国土交通省国土技術政策総合研究所「社会資本整備における住民とのコミュニケーションに関するガイドブック」「住民参加に関わる紛争解決のあり方に関する検討会手引き書（案）」いずれもホームページ掲載等を参照されたい。審議が、くれぐれも「絵に描いた餅」の議論にならないよう要請します。7年間の淀川水系河川整備計画審議が霞ヶ関の論理で河川整備基本方針が決定され「原案」策定課程においても地域住民の声が十分に反映されずに今日に至っています。このことを、委員、河川管理者、関係者は認識すべきである。河川法の条項は政府や行政機関が勝手な解釈・手法で行われるべきものではありません。いくら政治・行政主導の「湖・川づくり再生」「地域社会再生」に血税を投入しても過去の多くの失敗事例を住民は経験則として知っています。そのツケが日常生活に重くのしかかっています。地方分権・補助金等の施策は「見せ金」に過ぎませんし身に付きません。又、次世代に負の遺産を残します。地域社会再生・川づくりの再生の仕組みづくりは「住民」自らが創出する以外ありません。

水源の里・限界集落が抱える問題は、どの地域でもあります。都会・町・村にもあります。人情は薄れ 老若男女を問わず、人心は乱れ 欲得の世界の

継続は大自然に壊滅的な打撃をあたえて「水」環境悪化は地球に暮らす人類や生き物にとって破滅の道を歩んでいます。「見切り発車」は愚の骨頂です。

昭和8年(1933年)『新訂尋常小学唱歌 第六学年用』

ふるさと
故郷

高野辰之

一、

うさぎおい こぶな
兎 追ひしかの山、小鮒 釣りしかの川、

ゆめ ふるさと
夢 は今もめぐりて、忘れがたき 故郷。

二、

いか つつが
如何にいます、父母、恙 なしや、友がき、

ふるさと
雨に風につけても、思ひいづる 故郷。

三、

かえ
こころざしをはたして、いつの日にか 歸らん、

ふるさと ふるさと
山はあをき 故郷、水は清き 故郷。